

## 春日部労基だより

春日部労働基準監督署  
春日部市南 3-10-13  
電話 048(735)5226  
FAX 048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

## 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

### 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

### 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>\*1</sup>し、次の措置を講じましょう。

### 過重労働による健康障害を防止するために<sup>\*2</sup>

#### ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2)  
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。  
(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。  
(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。  
(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

#### ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

#### ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

埼玉県 最低賃金

**926**円時間額

令和元年  
10月1日から

**28円**  
UP

使用者も労働者も最低賃金を必ず確認しましょう

**最低賃金額との比較方法** あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$
4 上記1,2,3が組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合</p> <p>① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す          ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す          ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)</p>

# 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

# 降雪・凍結による労働災害防止対策

～降雪・凍結による労働災害をなくしましょう！～

## 降雪・凍結による労働災害防止対策留意事項

### 1 屋外の移動、作業中における転倒等の労働災害防止について

- (1) 作業床・通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
- (3) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (4) 滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (6) 通路等が凍結しないよう、溜まった雨水等を排除すること。



### 2 事業場の駐車場等での除雪作業時の労働災害防止について

- (1) 事業場駐車場内でのスリップ事故を防止するため、積雪量に応じて除雪を行うこと。
- (2) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (3) 大雪、凍結等の悪天候時には除雪作業を行わないこと。
- (4) 除雪作業は滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 除雪作業用のブラシ等の除雪用具を準備しておくこと。
- (6) 段差、側溝、路肩等が積雪により隠れ、つまずきや転落の危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (7) 建設機械等への巻き込まれを防止するため、機械稼働場所の立ち入り禁止措置及び、雪のつまりを取り除くときはエンジンの停止を確認すること。
- (8) 屋根除雪は高所作業車の使用、親綱を取付けて安全帯の使用等墜落防止措置を行い、滑りにくい履物を着用すること。



### 3 スリップ等の交通事故防止について

- (1) 気象情報を踏まえた、時間に余裕をもった適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を順守させること。
- (2) スタッドレスタイヤ、滑り止め等道路の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
  - ① 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
  - ② 降雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
  - ③ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場との連絡を取らせ、その指示に従わせること。



### 4 建設工事現場における労働災害防止について

- (1) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず墜落制止用器具を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。  
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。

### 5 体調管理の励行等について

- (1) 低温時は体が硬くなり、ちょっとしたことで躓いたり、滑ったり些細なきっかけでバランスを崩す可能性が高くなるので、日頃の健康管理を行うこと。
- (2) 日常の睡眠時間の確保等健康管理に注意させ、作業開始前に準備運動を励行すること。
- (3) 保温性及び運動性の高い服装、滑りにくい履物を着用すること。
- (4) 降雪、凍結時は余裕をもって出勤し、早めに退社するよう指導すること。

### 6 安全衛生管理について

- (1) 降雪、凍結等による労働災害防止対策を安全衛生委員会等において審議すること。
- (2) 日常の安全衛生活動(危険予知、ヒヤリハット報告等)において、降雪、凍結等による労働災害防止の意識を高めること。

## 冬季における凍結等による転倒災害防止のためのチェックリスト

事業場では対策は実施できていますか？

次のチェックリストにより自主点検し、実施できていない対策は、早急に実施しましょう！

1 経営トップ等自らが、労働災害防止を呼び掛けていますか？	はい	いいえ
2 事業場で、過去に凍結等による転倒災害が発生していますか？		
3 発生している場合は、その場所を特定できていますか？		
4 上記3以外で、凍結等により転倒するおそれのある場所を特定できていますか？		
5 上記3及び4の場所には、転倒災害を防止するための対策を実施していますか？		
6 労働者に対する教育・指導は実施していますか？		